東南アジア諸国への法整備支援と『開発法学』の展開――メコン地域を中心に――

松尾　弘（慶應義塾大学）

目次

Ⅰ　法制度整備支援とは何か
Ⅱ　法制度整備支援の広がり
Ⅲ　日本経済と法制度整備支援
Ⅳ　安全保障と法制度整備支援
Ⅴ　世界と次世代に繋ぐ法制度整備支援
Ⅵ　法制度整備支援と開発法学の展開

Ⅰ　法制度整備支援とは何か

法制度整備支援の諸形態

タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
法規定の整備（法令の草案づくり，立法の手順，法令相互間の調整等）	法運営組織の整備（立法・裁判・執行機関の整備，人材育成・能力向上，法学教育，腐敗防止等）	市民社会の能力強化（法学教育，法へのアクセス改善，政府の監視等）	法律学の辞書・教科書・法令集・判例集・法情報システム，その他の関連施設・設備のインフラ整備，事前・事後の社会調査

日本による法制度整備支援

①立法支援
②法曹人材育成支援
③市民の法へのアクセス向上
（リーガル・エンパワーメント）支援

・日本法の移植やコピーを良しとしない
・立法支援だけでは十分でないと考える
・人づくりを重視する

ラオス　法律用語辞書　民法教科書　　法律用語辞書

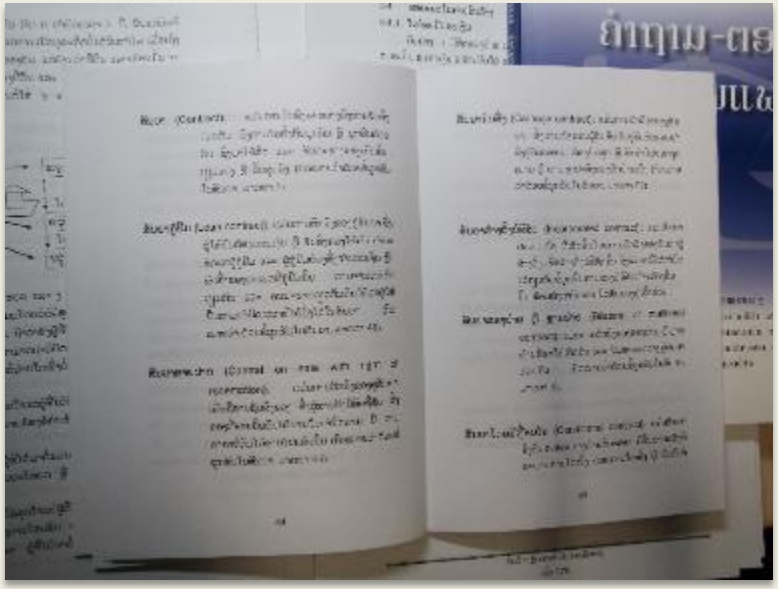

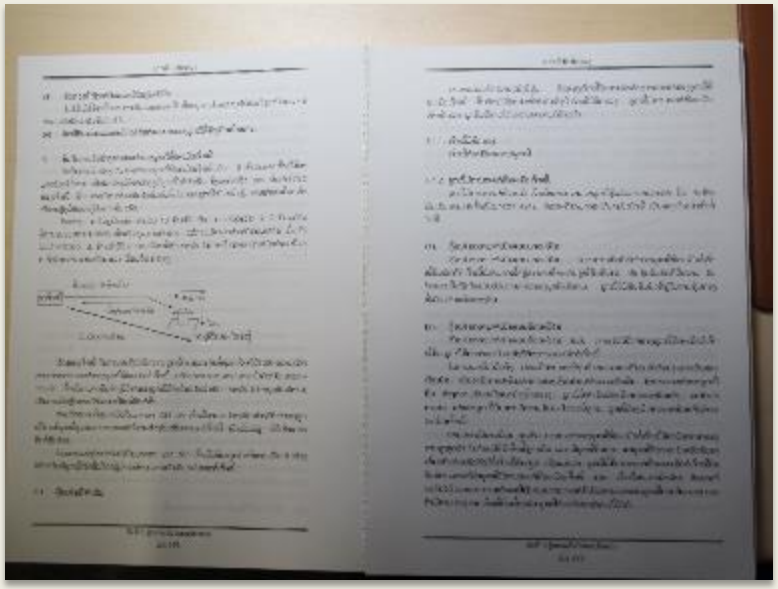

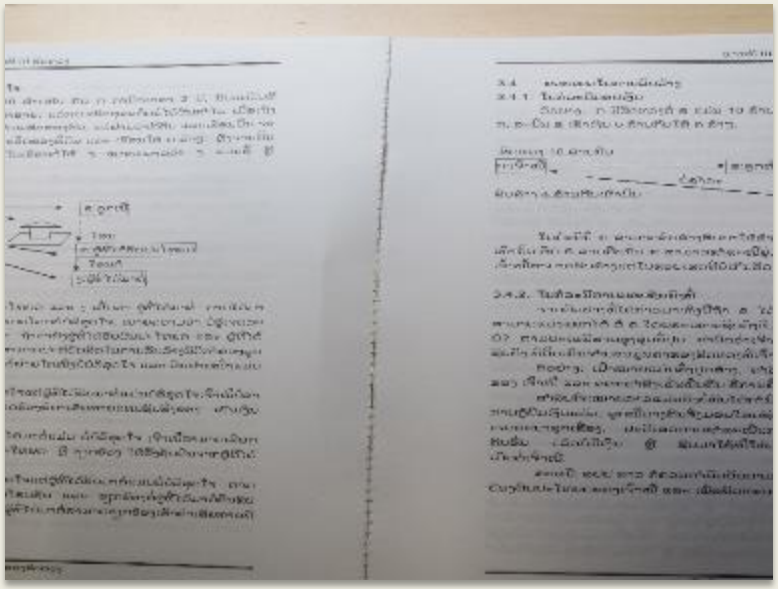

民法教科書

民法教科書

民法基本問題集　民法・債権法教科書　民法基本問題集

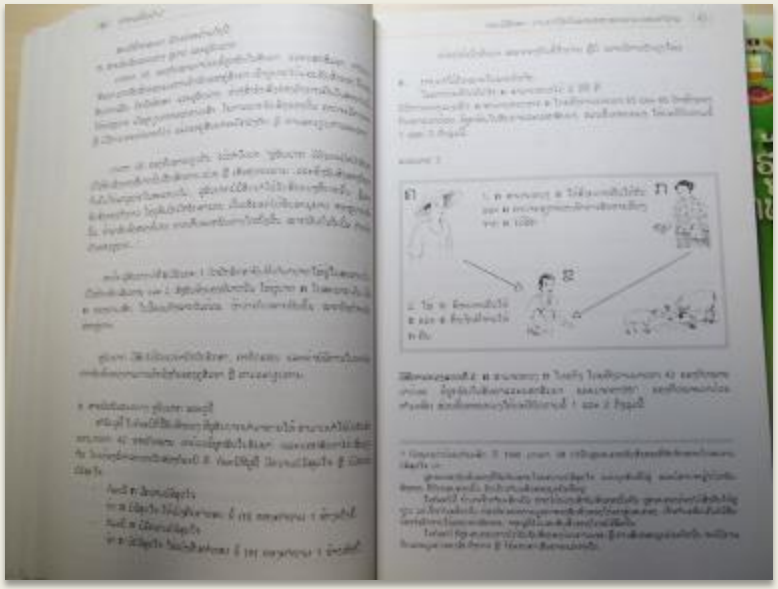

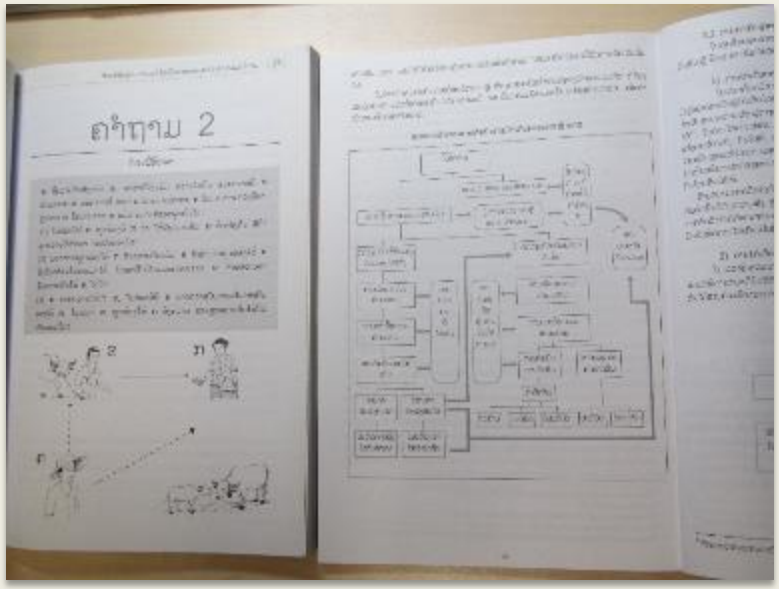

民法基本問題集　民法・債権法教科書

民法草案起草　現地セミナー　全体会議

民法草案起草　現地セミナー　WG会議

民法草案起草　本邦研修　全体会議

民法草案起草　本邦研修　WG会議

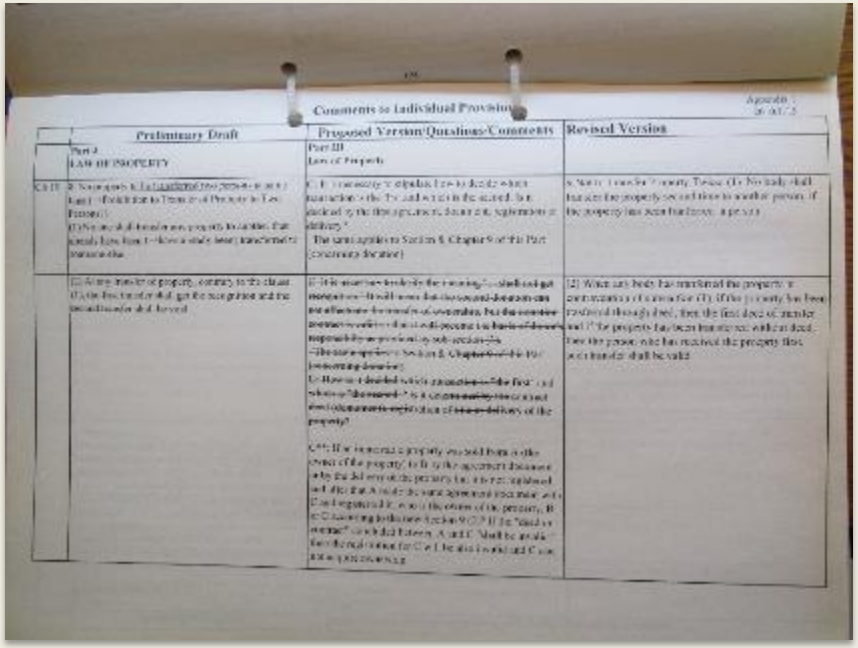

ネパール民法典草案
原案　コメント　修正案

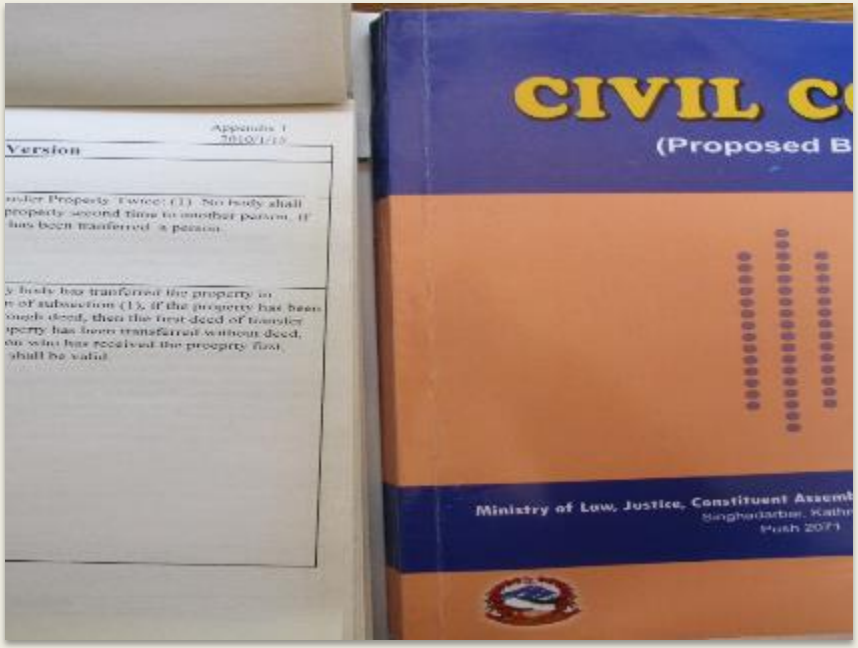

ネパール民法典草案　議会提出法案

カンボジア　裁判官研修

カンボジア　裁判官研修

カンボジア　王立司法官養成校

カンボジア　弁護士会研修

法制度整備支援が目指すもの

法の支配ユビキタス社会へ

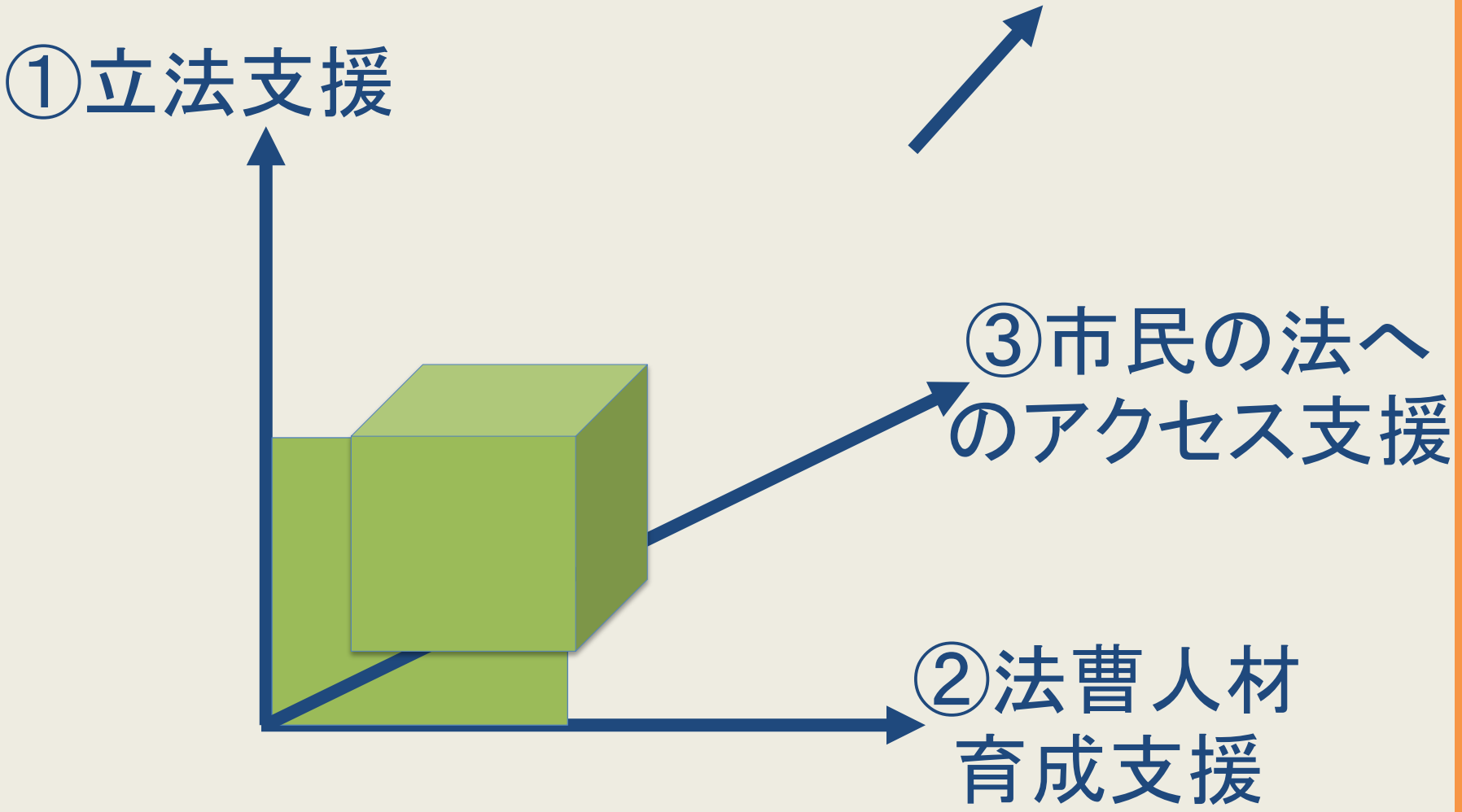

法制度整備支援が目指すもの

法の支配ユビキタス社会へ

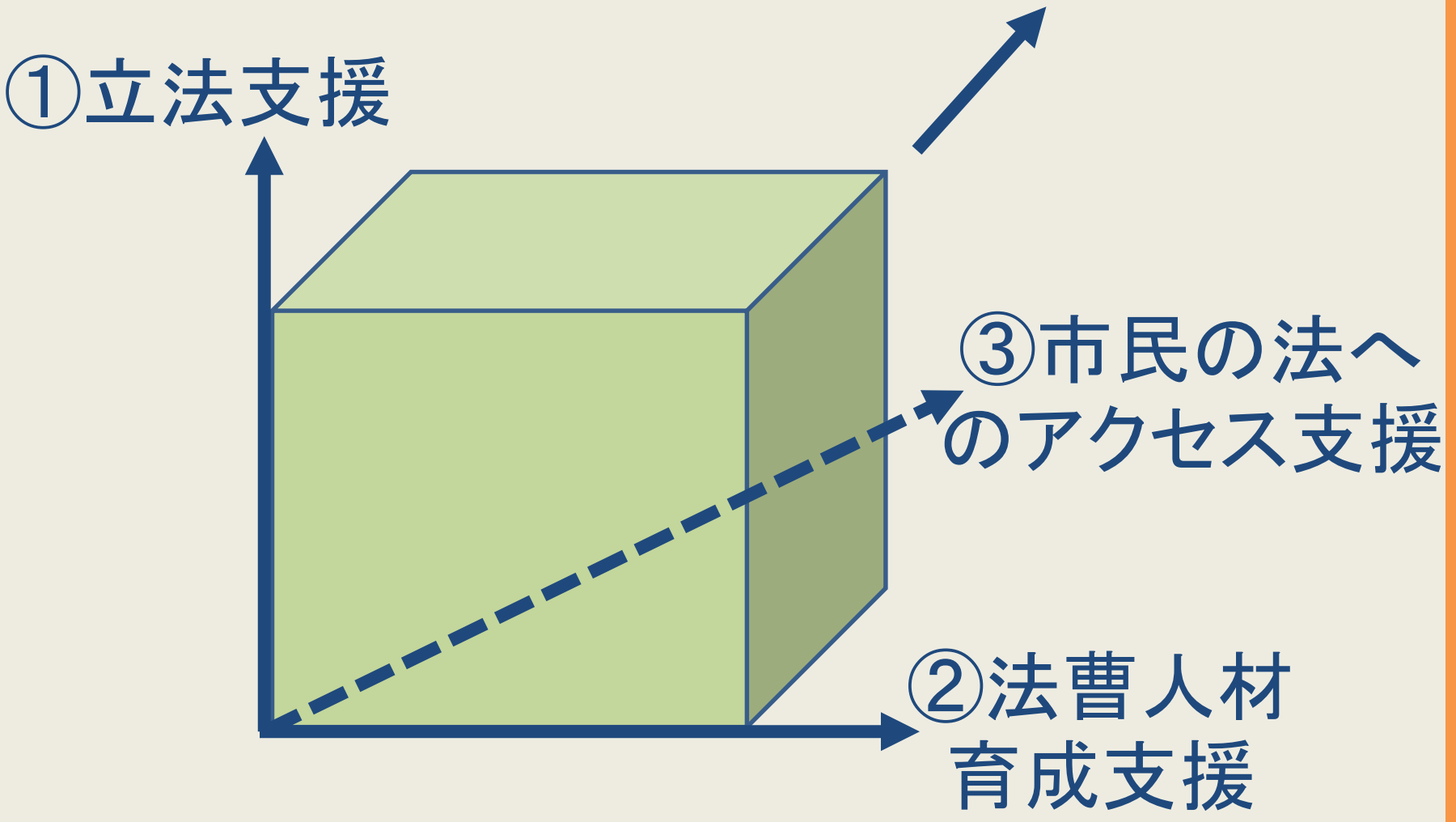

Ⅱ　法制度整備支援の広がり

各国政府による法制度整備支援

Ｆ：外務省，FT：外務・貿易省，Ｉ：独立省庁，Ｍ：複数省庁共管

英米法系	アメリカ国際開発庁(USAID)	F
	カナダ国際開発庁(CIDA)	F
	イギリス国際開発省(DFID)	I
	オーストラリア国際開発庁(AusAID)	FT
大陸法系	ドイツ国際協力公社(GIZ)	M
	フランス外務省協力援助・開発総局(DgCiD)	F
	韓国国際協力機構(KOICA)	FT
	国際協力機構(JICA)	F
北欧法系	スウェーデン国際開発庁(SIDA)	F
	デンマーク国際開発庁(DANIDA)	F

法制度整備支援への協力態勢の構築

協力態勢の構築に向けての課題

①支援側・受入側双方における省庁・その他の組織間の壁をどのように乗り越えるか

②各々の省庁・その他の組織の特色と独自性をどのように発揮・維持するか

【参考】

ドイツにおける国際協力公社(Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ)と国際法協力財団(Deutsche Stiftung für Internationale Rechtliche Zusammenarbeit: IRZ)

日本政府による法制度整備支援と「法制度整備支援に関する基本方針」

【平成21年策定】「良い統治に基づく開発途上国の自助努力」を促すべく，日本の「ソフトパワー」による支援として，「オールジャパンによる支援体制」

【平成25年改訂版】「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」

着実な実施とさらなる改訂の必要性

日本による法制度整備支援の展開

ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマー，
インドネシア，バングラデシュ，モンゴル，
ウズベキスタン（以上，重点8か国），中国，
ネパール，東ティモール，フィリピン，
マレーシア等のアジア諸国（旧重点7か国）
イラン，パレスティナ等の中東諸国
ケニア，タンザニア，コンゴ民主共和国，
コートジボワール等のアフリカ諸国，…

日本による法制度整備支援への資源投入（累積）

国	予算 （累積） （千円）	期間（月数）	年平均（千円）
ベトナム	3,819,379	1996.12～2017.1 (241)	190,177
カンボジア	1,979,760	1999.3～2016.3 (204)	116,456
中国	1,842,804	2004.11～2017.6 (151)	146,448
インドネシア	1,061,144	2005.8～2015.4 (116)	109,774
ラオス	1,053,571	2003.5～2018.7 (182)	69,466
ネパール	889,576	2009.4～2017.3 (95)	112,367
パレスティナ	883,126	2010.6～2016.9 (75)	141,300
モンゴル	865,885	2004.3～2015.12 (141)	73,692
マレーシア	352,304	2005.8～2010.6 (58)	72,890
ケニア	304,661	2006.8～2013.10 (86)	42,511
フィリピン	256,063	2005.1～2016.3 (134)	22,931
ミャンマー	254,715	2013.5～2016.11 (42)	72,776
ウズベキスタン	244,810	2005.8～2012.9 (85)	34,561
コンゴ民主共和国	229,466	2010.4～2011.3 (11)	250,327
タンザニア	120,560	2012.3～2015.3 (36)	40,187
イラン	102,017	2004.4～2015..3 (131)	9,345
その他	219,774	——	——
計	14,479,615	1996.12～2018.7 (259)	670,870

三菱総合研究所『平成26年度外務省ODA評価　法制度整備支援の評価（第三者評価）報告書』（2015）131-134頁に基づき筆者作成（これに含まれていない法整備支援関連プロジェクトも存在する）

日本の法制度整備支援の特色

・漸進主義，自国法の売りは控え目，比較法を重視，選択肢を提示する謙虚さ，多様な専門家の関与，人間関係の重視，柔軟なサイクル，自助努力の強調，予算上の制約

・相手国国民の歴史・アイデンティティー・文化・誇りに対する**敬愛の念**

・相手国に最も相応しい法システムの形成を通じた**良い統治**の構築の支援

国家における**良い統治**の構築

・・・「政府主導・民間主体」

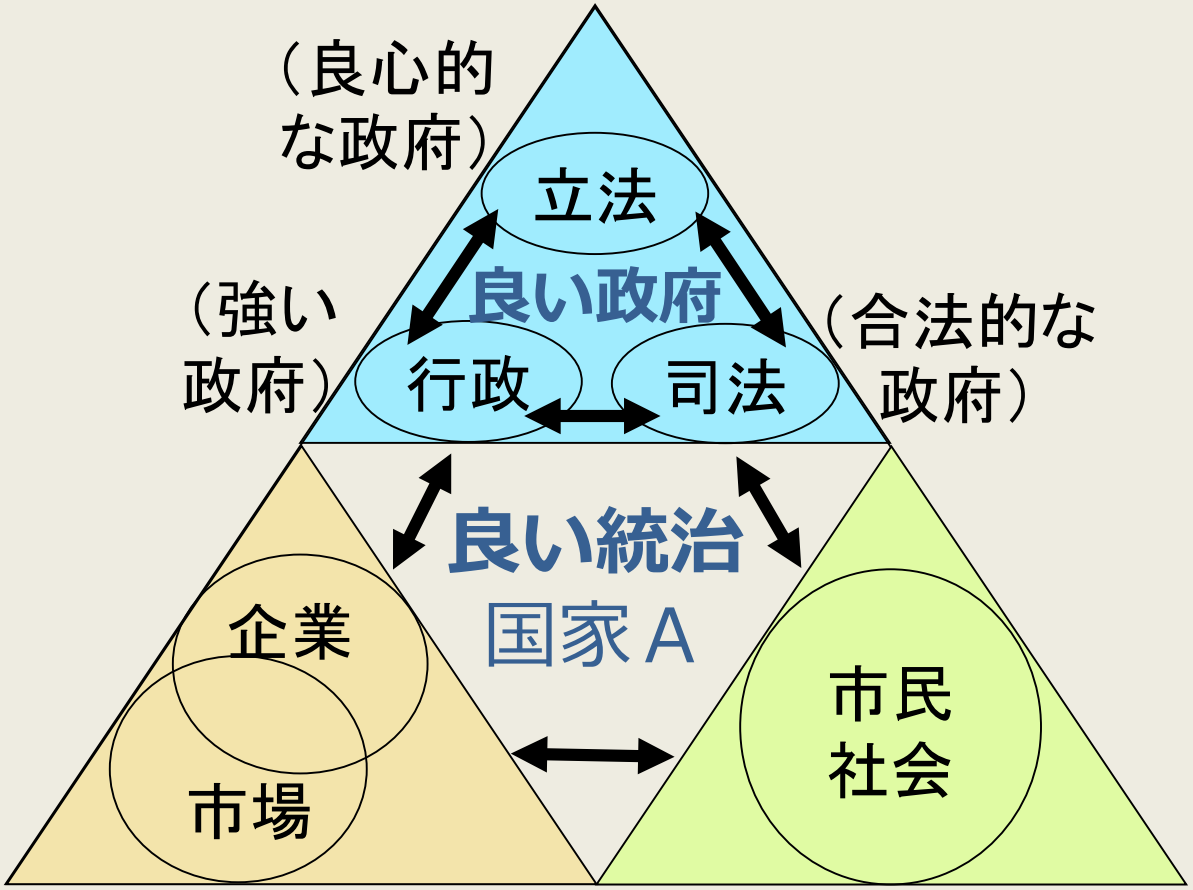

カンボジア　首相府

カンボジア　閣僚評議会

カンボジア　国会

カンボジア最高裁判所

カンボジア　プノンペン　国立競技場

カンボジア　プノンペン　都市開発

カンボジア　プノンペン　河川敷居住者

カンボジア　プノンペン　河川敷居住者

Ⅲ　日本経済と法制度整備支援

日本経済と法制度整備支援（その１）：
生産の国際ネットワーク化

Made in China, Thai, Vietnam, Bangladesh, Myanmar, …

発展途上国から世界に通用する製品づくりを試みる日本企業

ベトナム　北部　農村地帯

ベトナム　ハノイ　市街

ベトナム　ホーチミン　開発区

ベトナム　ホーチミン　鉄道建設

日本経済と法制度整備支援（その２）：
消費市場の開拓

“Made in Japan” の進出先の拡大

日本経済と法制度整備支援（その３）：**コンプライアンスの普及**

競争企業相互間のコンプライアンスの促進，フェアプレイによる相互利益の確保，持続的発展の維持

ルール形成戦略の促進

「法律を書いた者が仕事を取る」？

Wall Street Journal, 3 April 1995

1990年代における法整備支援「戦争」とその後の変化

現在も継続？

グローバリズムとリージョナリズムの両立可能性

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)等

アセアン共同体(AEC)，東アジア地域包括的経済連携(RCEP)等

東アジア共同体の共通法？

両睨みの政策スタンス

Ⅳ　安全保障と法制度整備支援

隣国・周辺国の繁栄と平和

隣国・周辺国の繁栄と平和は日本の国益確保の大前提

「民主制が確立された国家の間では戦争は起きない」

（Ｊ・ロールズ『万民の法』5.4）

戦争を抑止する３つの要因

①共有された**民主制**

②**相互間の貿易と商取引**

③国際機関・地域機関への加盟

経済成長と両立可能な民主化の価値と実現プロセスの提示

アラブの春の民主化との相違

「積極的平和外交」の切札としての法制度整備支援

法制度整備支援の政策的意義は多面的であり，経済政策の面にとどまらず，**安全保障政策**の面，**外交政策**（「**司法外交**」）の面をもつ

法制度整備支援は継続し，不断に改善し，**積極的平和主義外交の基盤**，**国際協調主義の要**として維持・増進してゆくことに意味がある

法制度整備協力ネットワークの構築

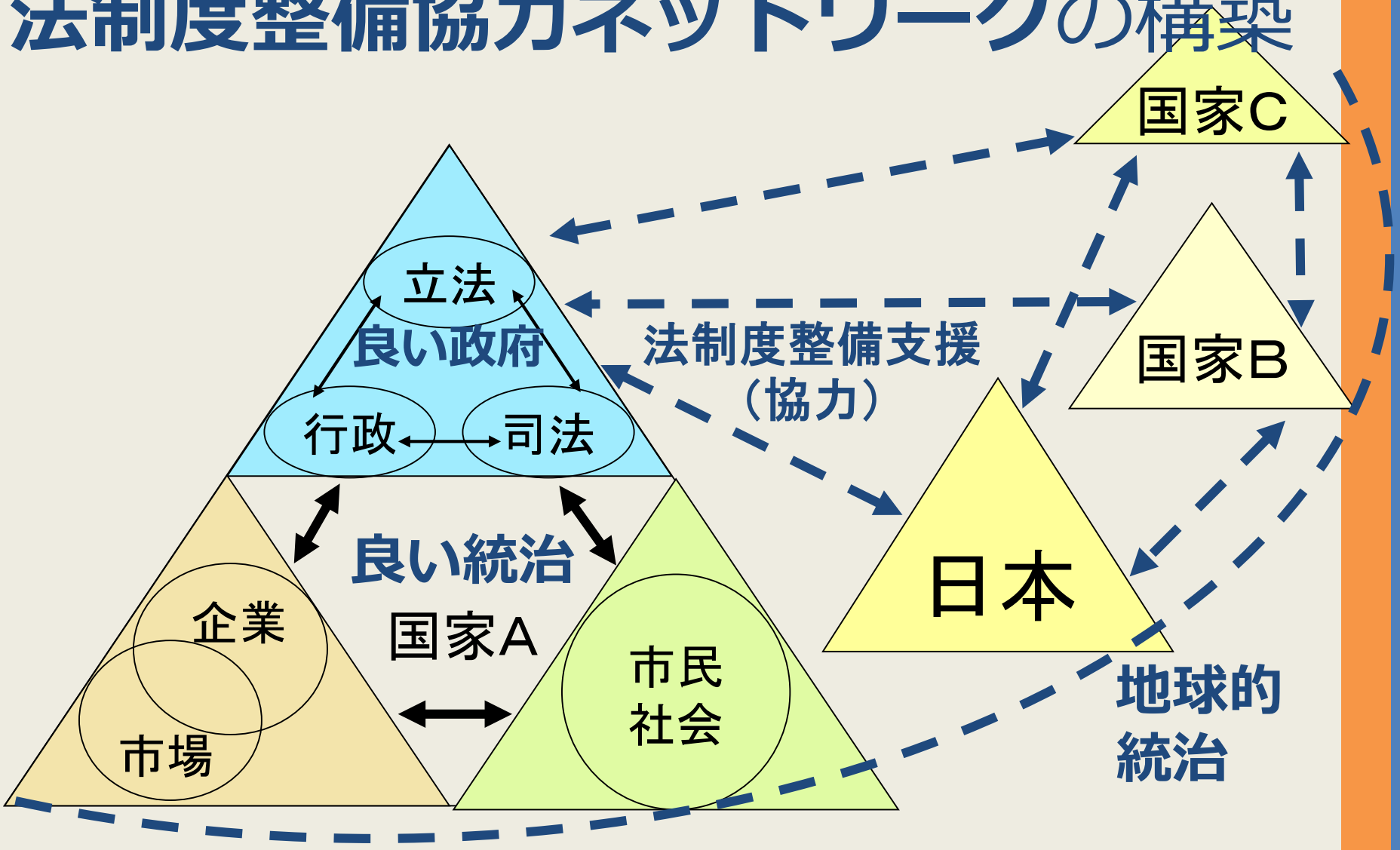

国家における**良い政府・良い統治**から
地球的統治へ

法を通じた世界平和

World Peace through Law (WPTL)

法の理性＝根拠(ratio legis, reason of law)の存在確認と普及

政治権力をコントロールしうる究極的な力の源泉？

法制度整備支援の理論的根拠

国家安全保障の車の両輪

Ⅴ　世界と次世代に繋ぐ法制度整備支援

次世代への継承の必要性

支援国と相手国の双方で公務員・専門家の枠を超え，法制度整備支援活動への参加者の広がりと厚みを増すシステムづくりが必要

高校以前における法制度整備支援を題材にした教育機会の開発，問題関心の喚起

大学における法制度整備支援論・開発法学の普及，国際問題への関心喚起，国際的なジョイント・ディグリー・プログラム，大学間コンソーシアムの形成

職場におけるコンプライアンスの実践，環境・社会配慮ガイドラインの遵守

ネパール　北部
カクベニ

ネパール　北部
マルファ

ネパール　南部
クダン近郊

ネパール　南部
カピラヴァストゥ
近郊

カンボジア　パニャサストラ大学

ネパール　ポカラ寄宿舎学校

カンボジア　プノンペン　日本法センター

カンボジア　プノンペン　日本法センター

Ⅵ　法整備支援と開発法学の展開

法学入門としての開発法学

法の背景には必ず個々の社会の歴史・文化・政治・経済が存在する

個々具体的な社会を離れて，抽象的な形で法が存在するのではない

法は社会の発展に応じて変化する。時に社会の変化をフォローし，時に社会の変化を促す

【参考】大村敦志「『法学教育』をひらく」（第6回）http://www.houkyouiku.jp/interview01

学際的研究分野としての法整備支援論（開発経済学・開発政治学・開発法学）

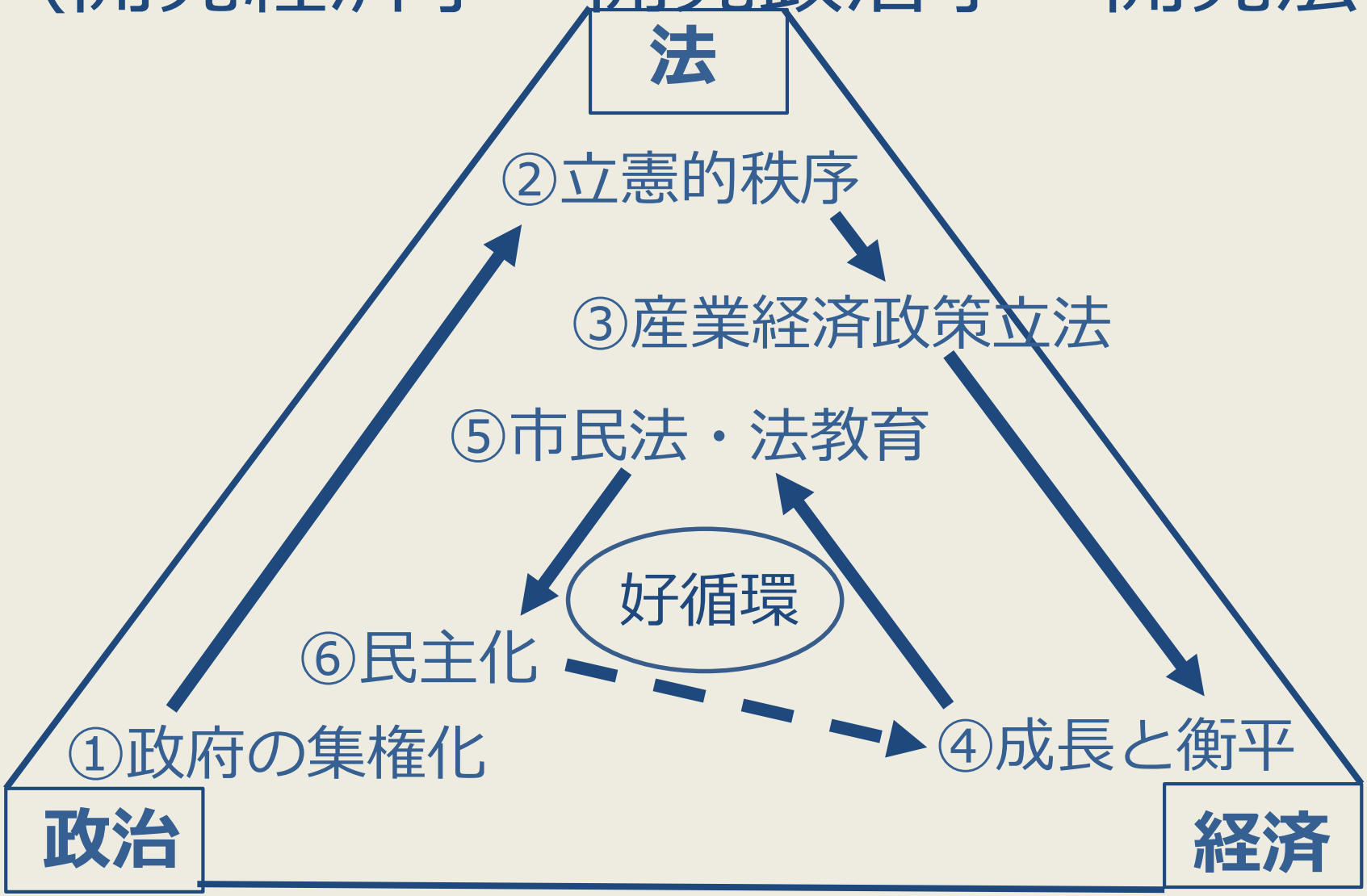

異文化解釈としての法整備支援・開発法学

解釈(Hermeneutik)としての法律学

①テクスト自体の**客観的意味**の解釈

②**統一性**をもったものとしてのテクスト解釈

③テクストの**歴史的起源**に遡った解釈

④テクストの背後の**実質関係**を考慮した解釈

⑤類似のテクストの**比較**に基づく解釈

Helmut Coing, *Juristische Methodenlehre*, Walter de Gruyter, 1972, III.1.

社会調査　ネパール　ムスタン

社会調査　ネパール　ムスタン地裁

社会調査　ネパール　ムスタン

社会調査　ネパール　ムスタン

社会調査　ネパール　インド国境

社会調査　ネパール　インド国境

社会調査　ネパール　インド国境

社会調査　ネパール　インド国境

ラオス相続法（2008年）

10条　法定相続人

　法定相続人は，以下のとおりである。

　１．被相続人の子（実子，養子，**配偶者の子**）

　２．被相続人の配偶者〔以下省略〕

15条　被相続人の子各自の相続分

　①被相続人の子各自の相続分は以下のとおりである。

　１．〔省略〕

　２．被相続人に実子，養子及び**配偶者の子**がある場合，被相続人の共有財産に関しては，…等分にし，子各自が等しく相続する。〔以下省略〕

16条　胎児の相続権

　胎児は，被相続人の遺産を相続する権利を有し，胎児の母がその相続財産を管理する。

・・・法の**相対性**とその背後にある**社会実体**の相違

ベトナム婚姻家族法（2014年）

79条　継父，継母及び妻又は夫の連れ子の権利，義務

①継父，継母は，本法第69条〔父母の義務及び権利〕，第70条〔子の権利及び義務〕，第71条〔介護，養育の義務と権利〕及び第72 条〔子を教育する義務と権利〕の各条の規定に基づいて，自分らと同居している相手側の連れ子を看護，介護，養育，教育する権利，義務がある。

②連れ子は，本法第69 条及び第70 条に基づいて自分と同居している継父，継母を介護，扶養する権利，義務がある。

ベトナム民法（2015年）

第599条　15歳未満の者，民事行為能力喪失者が学校，病院，その他の法人が直接管理する期間中に加えた損害の賠償

①満15歳未満の者が，学校が直接管理する期間中に損害を加えた場合，学校は，生じた損害を賠償しなければならない。

②民事行為能力喪失者が，病院，その他の法人が直接管理する期間中に他人に損害を加えた場合，病院，その他の法人は，生じた損害を賠償しなければならない。

③本条第1項及び2項に規定する学校，病院，その他の法人は，自己に故意過失がないことを証明したときは，賠償する必要がない；この場合において，15歳未満の者，民事能力行為喪失者の父母，後見人が賠償しなければならない。

ラオス契約内外債務法（2008年）

第93条　両親，後見人又は監督者の責任（旧契外法第11条）

　両親，後見人，又は保育園，病院若しくはその他等の監督者は，自己の管理下にある未成年者又は精神障害者の過失によって生じた損害に対して責任を負う。

ネパール民法草案（2011年）

Section 694 Parents to bear obligation:

The jointly living parents or, where there is not father or mother, the person who exercises maternal and parental authority over him or her shall have to bear obligation for a tort committed by a minor who has not attained the age of fourteen years.

Section 695 Guardian or curator to bear obligation:

For a loss or damage caused by a person of unsound mind, his or her guardian or curator shall be liable and shall bear obligation accordingly.

カンボジア民法（2007年）

第７４６条（監督義務者責任）

①14歳未満の未成年者又は精神上の障害により自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にある者を監督すべき法定の義務を負う者は，当該被監督者の加害行為から生じた他人の損害を賠償すべき義務を負う。

②14歳以上の未成年者を監督すべき法定の義務を負う者は，未成年者の不法行為によって生じた他人の損害につき，未成年者と連帯して責任を負う。

③第2項で損害賠償責任を負う監督義務者は，日常的に監督義務を果たしていたことを立証して自己の損害賠償責任を免れることができる。

日本民法（1896年）

第714条　責任無能力者の監督義務者等の責任

①前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において，その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は，その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし，監督義務者がその義務を怠らなかったとき，又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは，この限りでない。

②監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も，前項の責任を負う。

【参考】第七一四条

①前二条ノ規定二依リ無能力者二責任ナキ場合二於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者二加ヘタル損害ヲ賠償スル責二任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限リニアラス

②監督義務者二代ハリテ無能力者ヲ監督スヘキ者モ亦前項ノ責二任ス

★最一判平成27年4月9日民集69巻3号455頁

★最三判平成28年3月18日金判1488号10頁

ドイツ民法（1900年）

第832条　監督義務者の責任

①法律の規定により，未成年又は精神的若しくは身体的な状態のゆえに監督を必要とする者を監督すべき義務を負う者は，その者が第三者に違法に加えた損害を賠償する義務を負う。この者がその監督義務を怠らなかったとき，又は然るべき監督を行っていた場合においてもその損害が生じたであろうときは，賠償義務は生じない。

②同様の責任は，契約によって監督を行うことを引き受けた者に当てはまる。

・・・法の**動態性**

法制度整備支援の実践と不可分なものとしての開発法学

「…法律を作るだけでなく、様々な場で何らかの基準とか規格とか仕組みを作り出す…。それは狭い意味での法律家の仕事の外にあることかもしれないけれど、…そういう形で何か新しいものを、小さなものでも作り出していくことを感じ取ってもらうことは大事なことと思います。『社会の仕組みを改善していくやり方はいろいろあるけれど、皆さんいろいろなところで、いろいろなことができますよ。職場で直面した問題について、今勉強したことをもとにして、1つい仕組みを作れば、世の中に大きな影響を及ぼしうるかもしれないし、そうでなくても一定の小さな影響は生じるでしょう』そういうメッセージを含んでいるような気がします。」

【参考】大村敦志「『法学教育』をひらく」（第6回）
http://www.houkyouiku.jp/interview01

【参考】

安田信之『開発法学――アジア・ポスト開発国家の法システム』（名古屋大学出版会，2005）

香川孝三＝金子由芳編著『法整備支援論――制度構築の国際協力入門』（ミネルヴァ書房，2007）

鮎京正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会，2011）

松尾弘『開発法学の基礎理論――良い統治のための法律学』（勁草書房，2012）

――『発展するアジアの政治・経済・法――法は政治・経済のために何ができるのか』（日本評論社，2016）

ご清聴ありがとうございました。

パワーポイント資料配布先

松尾弘研究室・ホームページ

http://www15.plala.or.jp/Matsuo/